再就職のための公共職業訓練　　訓練番号　5-08-08-133-20-0121

ビジネスパソコン・建築CAD科

目標資格 ※任意受験	:コンピュータサービス技能評価試験(CS試験)の【ワープロ部門3級】・【表計算部門3級】の合格を目指す！ :【建築CAD検定3級】の合格を目指す！

受講生募集
定員 15名
4か月訓練

訓練期間	:令和8年12月1日(火)から令和9年3月26日(金)まで 【4ヶ月】土・日・祝日・年末年始(12/29から1/3までの6日間)休み
訓練時間	:午前9時00分から午後4時00分まで
訓練内容	:文書作成ソフト・表計算の基本と応用操作を習得する。 :【CS試験ワープロ部門3級・表計算部門3級】の合格を目指す。 :建築CADの操作を習得して、【建築CAD検定3級】の試験合格を目指す。
訓練場所	: 株式会社ピュアメイト　鹿嶋市鉢形1518－9きたきビル2F
受講料	《無料》 ただし、テキスト代16,000円程度が必要です。 :【任意受験】資格試験の受験料は、個人負担となります。 :テキスト代は、入学前の指定された日までに訓練施設を訪問して、現金(駐車場代含む)でお支払いください。
募集期間	:令和8年9月25日(金)から11月9日(月)まで
対象者	:パソコン操作を必要とする一般・建設事務員等の職種に就職を希望し、 :再就職への意欲が高く、公共職業安定所に求職登録しており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦や支援指示を受けて、職業訓練の修了が確実であると見込まれ、 :訓練修了後に早期再就職が可能な方としています。
応募方法	:入学願書を住居地管轄の公共職業安定所に提出してください。 :入学願書は公共職業安定所にありますので、必ず、応募期間終了日(11月9日(月))の前週の11月6日(金)までに、公共職業安定所の求職登録と職業相談が必要です。
選考試験	【日時】令和8年11月16日(月)・受付開始9時30分から ・選考開始10時00分から 【場所】茨城県立鹿島産業技術専門学院 【選考方法】適性検査・面接選考試験(定員に達しない場合は、面接選考試験のみ) 【持参するもの】筆記用具(鉛筆2～3本・黒ボールペン) :受験票は送付されませんので、入学願書(応募書類は返却しません。)を提出された方は、当日試験会場までお越しください。 :選考試験の前に入学希望調査を実施します。 :欠席された方は、辞退とみなしますので、ご留意願います。
合格発表	:令和8年11月24日(火)【当日、茨城県立鹿島産業技術専門学院のホームページにて合否を発表し、併せて受験者宛てに合否通知書を郵送します。】
その他	:応募者が少ない場合は、訓練が中止となる場合があります。 :訓練施設の駐車場をご使用の方は、4か月分3,960円(消費税込み)が別途必要です。

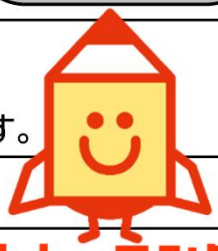

ハロートレーニング
急がば学べ

※ 訓練時間、訓練内容、訓練場所と選考場所の詳細は、裏面をご確認願います。

訓練内容

学科　コンピュータの基礎（7時間）

アプリケーションソフトの概要と活用、OSの種類と基礎知識、インターネットの概念と活用

実技　パソコンの基本操作（21時間）

Windowsの基本操作、タイピング、インターネット、電子メールの基本操作、生成AIの利用

ワードの基本操作（74時間）

文書作成（書式設定、図形挿入等）、表の作成（レイアウト設定、書式設定等）

エクセルの基本操作（96時間）

連続データ、書式設定、基本計算、表の作成（レイアウト設定、関数等）、グラフの作成（書式設定等）、データベース（並べ変え、抽出等）、ワークシート保護等

パワーポイントの基本操作（40時間）

効果的なWebスライド作成、スライドマスターの活用、リハーサルの心得、プレゼンテーション技法等

JW_Cadの基本操作（110時間）

JW_Cadの基本操作、平面図のトレース等

応用実習（112時間）

各種試験対策、総合課題

就職支援（55時間）

コミュニケーションスキル（若年層向け）、履歴書作成、面接の受け方、職業意識啓発、キャリア・コンサルティング、ジョブ・カード作成支援・能力評価、

ハロートレーニング
―急がば学べ―

訓練時間

時限	時間	時限	時間
1時限	9：00～9：50	昼休み	12：35～13：20
2時限	9：55～10：45	5時限	13：20～14：10
3時限	10：50～11：40	6時限	14：15～15：05
4時限	11：45～12：35	7時限	15：10～16：00

訓練場所

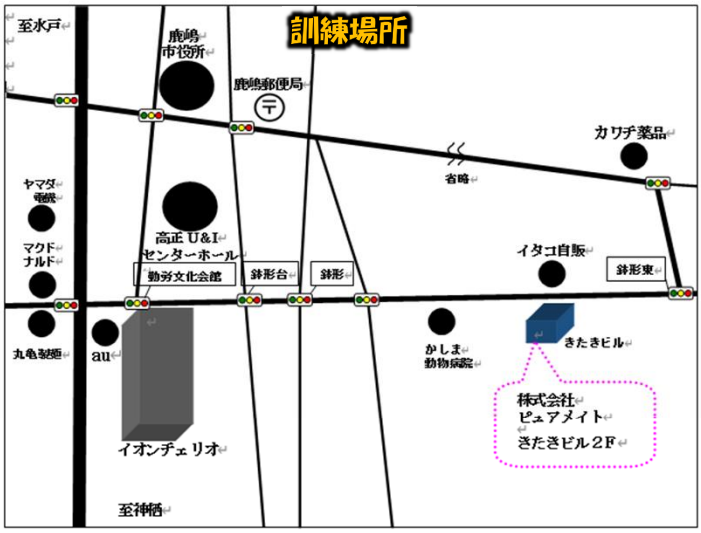

選考場所

茨城県立鹿島産業技術専門学院

〒311-2223　茨城県鹿嶋市大字林572-1
TEL:0299-69-1170　FAX:0299-69-6455

URL：https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/kasansen/kunren/index.html

職業訓練受講中の支援について

公共職業安定所長は、あなたの再就職に役立つと判断した場合、公共職業訓練の【受講指示】をするときがあります。

このとき、雇用保険の失業手当に係る所定給付日数分の支給が終了した後も、職業訓練修了日まで基本手当が延長して支給され、併せて職業訓練の受講に要する費用として、受講手当や通所手当などが支給されます。

詳細は、管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。

求職者支援制度について

雇用保険の失業手当を受給できない方が、公共職業安定所長の【支援指示】を受けて熱心に職業訓練を受講する場合、一定の要件を満たすとき、【職業訓練受講給付金】が支給されます。

安心して職業訓練を受け、より安定した就職をめざして求職活動を行う方のための制度です。

詳細は、管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。